



発行 東京都

目次

58

規則

○令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則………（デジタルサービス局戦略部戦略課…

告示

○特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日の指定………（デジタルサービス局戦略部戦略課…

規則

令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則を公布する。

令和三年四月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百五十四号

令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和二年東京都条例第五十四号。以下「条例」という。）第五条において準用する条例第二条、第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、令

和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態の指定）

第二条 条例第五条において準用する条例第二条第一項の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態として令和三年四月二十三日付け新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示による新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態を指定し、同月二十五日を条例第五条において準用する条例第二条第一項の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態発生日として定める。

（東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態に対し適用すべき措置の指定）

第三条 前条の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態に対し適用すべき措置として、条例第五条において準用する条例第三条及び第四条に規定する措置を指定する。（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第四条 第二条の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態についての条例第五条において準用する条例第三条第一項の規則で定める日は、令和三年九月三十日とする。（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第五条 第二条の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態についての条例第五条において準用する条例第四条第一項の規則で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和三年七月三十一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示 示

●東京都告示第六百八十四号の二

令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則（令和三年東京都規則第二百五十四号）により指定された令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態に関し、東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和二年東京都条例第五十四号）第五条において準用する同条例第三条第一項及び第二項の規定により、

特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のとおり指定する。

令和三年四月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八条の六第一項の規定による検証機関の登録又は同条第三項の規定による更新の登録	東京都内で検査業務を行う者	令和三年九月三十日
東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年東京都条例第七十号)第三条第一項の規定による浄化槽保守点検業者の登録又は同条第三項の規定による更新の登録	東京都内で浄化槽保守点検業を営む者(特別区、八王子市及び町田市の区域において浄化槽保守点検業を営む者を除く。)	同右
東京都在宅重症心身障害児(者)に対する訪問事業の実施に関する規則(平成十二年東京都規則第九十二号)第五条の規定による東京都在宅重症心身障害児(者)に対する訪問事業の利用の申請	東京都内に住所を有する者	同右
東京都在宅医療的ケア児に対する訪問事業の実施に関する規則(平成二十九年東京都規則第六十八号)第五条の規定による東京都在宅	同右	同右

医療的ケア児に対する訪問事業の利用の申請

動物質原料の運搬等に関する条例(昭和三十三年東京都条例第三号)第三条の規定による業として動物質原料を運搬する者の許可

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和四十七年東京都条例第一百七十七号)第五条の規定による大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成の認定

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例(昭和五十年東京都条例第八十八号)第七条及び同条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百三十一号)第二十三条の規定による被爆者の子に対する医療費の助成の認定

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成十二年東京都規則第九十四号)第六条の規定による難病患者等の医療費の助成の認定(別表第三に限る。)

東京都内で業として動物質原料を運搬する者

同右

東京都内に住所を有する者

同右

同右

同右

同右

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

